平成３０年（フ）第２４号
新潟県三条市南四日町４丁目１番47－７号　林檎館Ⅱ104号室
債務者　田邉　　忠
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（フ）第４３号
長野県上田市上野1326番地３　カサブランカ106号
債務者　齋藤　眞紀
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第１６号
兵庫県たつの市龍野町堂本493番地10
債務者　柴田　将之
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第１７号
兵庫県洲本市中川原町市原850番地１
債務者　仲　　通
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第２９号
山口県岩国市黒磯町１丁目８番15号
債務者　森田　隆志
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第１１２号
福岡県小郡市大崎785番地８　クリエール小郡102号
債務者　松尾　芳恵
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１１６号
佐賀市大和町大字尼寺2300番地27
債務者　山口佐代子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３５号
佐賀市水ヶ江４丁目１番28号　コーポ純101
債務者　碇　　浩昭
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３７号
佐賀市富士町大字下熊川625番地
債務者　杉野　勝利
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
熊本県荒尾市増永2775番地３　サンライズ中央Ⅱ102号
債務者　石村　達哉
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第５１号
山口県下関市吉見新町２丁目３番32号、前住所山口県防府市大字植松1139番地の１　レオパレス華Ⅱ105号
債務者　奥本　繁美
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第２１０号
熊本県菊池市泗水町吉富17番地１、前住所熊本県阿蘇郡小国町大字宮原490番地
債務者　佐藤　和宏
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４１８号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－２棟611号
債務者　國　多津子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８６号
広島県福山市木之庄町２丁目６番11号　木之庄サンロイヤル202
債務者　今村　ゆき
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第９４号
広島県福山市多治米町３丁目36番７号　カキハラコーポ102号
債務者　藪田　　勇
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１０４号
広島県福山市野上町３丁目10番40－301号、前住所広島県呉市山手２丁目９番14号
債務者　陣山　龍吾
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係